

カリフォルニア州法について（藤原座長ご提出資料）

ここ数年で最も重要なプライバシー法の 1 つは、許可されていない人の手に個人情報が渡ったとき、識別情報窃盗から守るための措置を取り、あるいは犯罪の影響を軽減することができるように、当人に早期の警告を与えることを意図したカリフォルニア州法。

個人情報に関係する情報漏洩の通知を要求するカリフォルニア州法が 2003 年に発効して以来、漏洩のニュースにより、情報のセキュリティの問題が公衆の注目を集めてきた。こうした状況で影響を受けた人への通知は、ごく標準的な慣例になり、幾つかの州がカリフォルニア州の法律に基づき通知法を制定。

漏洩通知法は当人への通知以上のことをしてきたといわれる。多くの組織でプライバシーとセキュリティの対策の改善がもたらされた。同法では漏洩が起きた組織が、カリフォルニア州プライバシー保護局に報告することは必須ではないが、保護局には多くの個人や企業、機関から、こうした報告に関する問い合わせが寄せられている。

情報漏洩通知に関するカリフォルニア州法（抜粋）

カリフォルニア州民事法典第 1798.29 条、第 1798.82 条、および第 1798.84 条

第 1798.29 条 (a) 個人情報を含むコンピュータ化されたデータを所有しまたはその使用を許諾している機関は、データの漏洩の発見または通知があった際には、暗号化されていないその個人情報が、許可されていない人によって取得された、または合理的に考えて取得されたと考えられるカリフォルニア州住民に対して、システムからの情報漏洩を開示するものとする。開示は、(c) 項に定められる通り、法執行機関の合法的な必要性、または漏洩の範囲を判断し、データ・システムの妥当な完全性を回復するのに必要な措置に矛盾しない範囲で、可能な限り迅速に、不当な遅れなしに行われるものとする。

(b) 自身が所有していない個人情報を含むコンピュータ化されたデータを保持している機関は、その個人情報が、許可されていない人によって取得された、または合理的に考えて取得されたと考えられる場合、漏洩の発見後ただちに、データ漏洩の情報を所有者または使用権利者に通知するものとする。

(c) 通知により犯罪捜査が阻害されると法執行機関が判断した場合には、本条によって要求される通知を遅らせることができる。本条によって要求される通知は、法執行機関が、捜査を妨げないと判断した後に行うものとする。

(d) 本条において、「システムからの情報漏洩」とは、機関が保持している個人情報のセキュリティ、機密性または完全性を損なう、コンピュータ化されたデータの無断での取得を

意味する。機関の目的での、機関の被用者または代理人による個人情報の善意での取得は、その個人情報が無断での開示の促進のために使われず、その対象とならない限り、システムからの情報漏洩とはならない。